

## 三重県関西本線活性化利用促進事業費補助金交付要領

### (通則)

第1条 三重県関西本線活性化利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、名古屋・大阪間を結ぶ関西本線のうち、西日本旅客鉄道株式会社が三重県内で運行する区間の活性化や利用促進を図る取組を支援することにより、関西本線の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる事業者とする。

- 一 県内の関西本線沿線の市（西日本旅客鉄道株式会社が運行する区間に限る）
- 二 県内の関西本線沿線の市（西日本旅客鉄道株式会社が運行する区間に限る）を中心に構成される関西本線の活性化や利用促進を目的とした協議会等
- 三 県内の関西本線沿線の市（西日本旅客鉄道株式会社が運行する区間に限る）内に事業所等を有する法人
- 四 県内の関西本線沿線の市（西日本旅客鉄道株式会社が運行する区間に限る）内に所在する前号以外の団体

### (補助対象事業等)

第4条 知事は、関西本線の活性化を目的とした補助対象事業を実施するための経費のうち、補助金交付の対象として必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費は、関西本線の利用促進等のために実施する調査、実証、機運醸成、情報発信等に要する経費（委託費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広報費、使用料、賃借料その他知事が特に必要と認める経費（国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を除く。))とする。

3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税等相当額については、補助対象としないものとする。

4 前項の補助対象経費に係る消費税等相当額のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、補助対象経費に係る消費税等相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第6条に規定する交付申請書に仕入控除ができない理

由を記載した理由書を添付しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助対象事業者が第3条第三号又は第四号に該当する場合、上限は200千円とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1号による交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業者が地方公共団体の場合は第二号及び第三号に規定する書類の添付を要しない。

- 一 事業の実施に関する事項を記載した計画その他の必要な書類
  - 二 申請者（役員等）に関する事項（様式第1号-2）
  - 三 連携する地方公共団体の同意書（様式第1号-3）
  - 四 当該補助事業に関して、本補助金による支援以外に国又は地方公共団体の支援制度を活用している場合は、その内容及び額を証明する書類
- 2 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする場合は、前条の規定により提出する補助金交付申請書に事前着手届（様式第1号-4）を添付するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第2号による交付決定通知書により、補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、次の各号に掲げる条件を付すことができる。
- 一 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
  - 二 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の交付の決定にあたって、必要に応じ条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3号による交付決定変更申請書に交付決定変更申請事業表（様式第3号-1）を添付のうえ、知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定における軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更をいう。

- 一 補助金額が増額又は3割を超えて減額となる変更
- 二 補助目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第4号による交付決定変更通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、知事が必要であると認めるときは、補助対象事業の遂行の状況に関し、様式第5号による補助事業実施状況報告書を、知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6号による完了実績報告書に事業完了実績表(様式第6号-1)を添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、県からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

2 三重県補助金等交付規則第15条に基づき、補助対象事業者が県からの補助金の支払いを概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず様式第8号-1による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 本要領の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9号による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、

交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする

(その他)

第21条 補助金の交付等に関し、この要領及び規則並びに要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。